

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料

平成21年度の保険料の決定は7月です

保険料が年金からの天引きの方…

昨年8月の保険料決定通知でお知らせしたとおり、保険料が年金天引き(特別徴収)の方は、4月、6月、8月の年金支給月に、仮徴収保険料として平成21年2月年金天引き分と同額を年金天引きで納めていただきます。

三重県後期高齢者医療広域連合議会(平成21年2月)の議決で、平成21年度の保険料の算定方法が一部変更されます。

1 均等割額の軽減(9割軽減の新設)

低所得者世帯に属する方の保険料軽減措置として、これまで、均等割の2割軽減・5割軽減・7割(平成20年度は8.5割)軽減の3段階でしたが、平成21年度からは9割軽減を追加した4段階の軽減措置を行います。

【軽減の条件】	総所得金額等が下記の金額以下の世帯(被保険者・世帯主)	軽減割合
	33万円+35万円×世帯の被保険者の数	2割
	33万円+24.5万円×世帯の被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割
	33万円	7割
	33万円以下であり、世帯の被保険者全員の所得が必要経費・控除額(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円であること。	9割

被保険者とは? 長寿医療制度に加入し、病気やけがなどをした時などに必要な給付を受けることができる人のこと

平成20年度の均等割は、経過的な措置として、7割軽減を一律8.5割軽減に変更しました。平成20年度の均等割が8.5割軽減となっている場合、平成21年度の保険料は世帯とその所得金額が平成20年度と同一であっても、所得の状況(上記の条件)によって保険料が増減します。

2 所得割額の軽減

平成20年度と同様に、平成21年度も、所得割を算定する基準所得(前年の総所得金額等-基礎控除33万円)が58万円以下の場合、所得割額が50%軽減されます。

(年金収入のみの方の場合、153万円を超え211万円までの方が対象となります)

3 『被用者保険の被扶養者※』であった方の保険料

長寿医療制度の資格取得日の前日に『被用者保険の被扶養者』であった方は、長寿医療制度の被保険者となった日から2年間は『所得割』が賦課されません。また、『均等割』の5割が軽減されます。平成21年度は、平成20年10月から引き続き、『均等割』の軽減が9割となります。

被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず、保険料額が軽減されていない方は、保険年金課へお申し出ください。

『被用者保険の被扶養者』とは…

全国健康保険協会(協会けんぽ:以前の政府管掌健康保険)、企業の健康保険組合、船員保険、公務員共済組合等に加入する家族の方に健康保険上で扶養されていた方であり、国民健康保険と国民健康保険組合の加入者であった方は含まれません。

4 保険料の年金天引きから口座振替への変更

口座振替への変更には、一定の要件がありました。平成21年度からは要件が撤廃されました。

平成20年度(平成21年3月まで)

- ①国民健康保険料(税)をこの2年間滞納なく納めていた方(本人)が口座振替で納める場合。
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主か配偶者の口座振替で納める場合。

要件撤廃

年金天引きの方で、口座振替で納付をご希望の方は、保険年金課へお申し出ください。市役所へ申出書の提出が必要になります。申出書の提出がない場合は、口座振替への変更ができませんのでご注意ください。

申請の期限はありませんが、申請の時期によって口座振替への変更の時期などが異なります。

年金からの天引きを継続する場合は、改めて申請する必要はありません。

所得税と個人住民税の社会保険料控除について

保険料を口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替で支払った方に適用されることから、世帯全体の所得税や住民税が少なくなる場合があります。

☎北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334